

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 23 日

二本松市長 三 保 恵



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉倉

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 1 月 11 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 13 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイアや経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を通して集落内の中心経営体に貸付することとする。

6. 地域農業の将来のあり方

吉倉地域の豊かな自然にはぐくまれた農地と農業を守り、地域農業を継続・発展させるため、地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者は、本「人・農地プラン」の目的を理解し、各自の営農・農家経営に努力する。

水稻においては農地の集積・集約化を進めることにより、園芸品目や畜産、菌床シイタケにおいてはそれぞれの品目の拡大などにより、生産性の高い農業を実現し所得の向上を図る。

また、新たな担い手として集落営農組織や法人についての検討や新規就農の促進・受け入れを行い、地域農業の活性化につなげる。これらの取り組みにより、安心して暮らし続けられる吉倉の地域づくりに寄与していく。